

問題

確定拠出年金の個人型年金の掛金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 掛金の額は、月額換算された拠出限度額の範囲内であれば、10,000円以上1,000円単位で加入者が自由に設定できる。
2. 拠出期間の考え方は、4月分の掛金から翌年3月分までの掛金（実際の納付月は5月～翌年4月）の拠出期間を1年の単位として考える。
3. 掛金拠出は、国民年金法に基づく保険料の納付が行われた月についてのみ行うことができる。
4. 掛金額および拠出区分の変更は、1年（拠出期間）に2回のみ変更することができる。

次の設例に基づいて、下記の各問

に答えなさい。

＜設例＞

会社員のAさん（35歳）は、妻Bさん（30歳）と長男（3歳）の3人家族である。Aさんは、企業年金制度も退職金制度もない会社に勤めている。妻Bさんは、大学卒業後の22歳から25歳でAさんと結婚するまでは厚生年金保険に加入しており、結婚後は国民年金の第3号被保険者として加入している。また、Aさんが加入している健康保険の被扶養者である。Aさん夫婦は老後の生活資金が公的年金のみであることに不安を感じており、確定拠出年金の個人型年金への加入を検討している。

なお、Aさんが勤務する会社の従業員数は、300人以下である。

問題

個人型年金の掛金に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選びなさい。また、Aさん、Bさんとも、掛金を毎月拠出するものとする。なお、解答用紙には、選択肢の番号を記入しなさい。

1. AさんとBさんの個人型年金の掛金拠出限度額は、それぞれ月額23,000円（年額276,000円）である。
2. AさんとBさんの個人型年金の掛金は、Aさんの給与が振り込まれる銀行の口座を指定して、2人分の掛金を引き落とすことができる。
3. Aさんの勤務先は、一定の手続により、拠出限度額の範囲内において、Aさんが拠出する個人型年金の掛金に上乗せして、中小事業主掛金を拠出することができる。